

## 花巻市市民参画・協働推進委員会（第4回）会議録

日時 令和4年5月25日（水）午前10時00分～午後0時15分

場所 花巻市生涯学園都市会館 3階 第2・第3中ホール

出席者 委員出席者12名 佐藤 良介（委員長・花巻商工会議所）、関上 哲（副委員長・富士大学教授）、石黒 竜也（花巻農業協同組合）、細川 祥（花巻市社会福祉協議会）、佐藤 洋子（花巻市地域婦人団体協議会）、太田 陽之（花巻市民活動ネットワーク協議会）、松田 治樹（花巻青年会議所）、佐藤 千代子（外川目地区コミュニティ会議）、菅原 房子（大瀬川活性化会議）、阿部 美智子（公募委員）、及川 かおり（公募委員）、高田 真理子（公募委員）

委員欠席者 3名 谷村 晴子（花巻市校長会）、盛山 タサ（花巻市老人クラブ連合会）、多田 優子（東和東部地区コミュニティ会議）

市側出席者15名 伊藤 理恵（市民生活部長）、高橋 靖（健康福祉部理事）、市川 清志（生涯学習部長）、松原 弘明（生活環境課長）、長山 義博（健康づくり課長）、小田島 愛（生活環境課長補佐）、梅原 奈美（花巻図書館長）、高橋 宏和（花巻図書館副館長）、高橋 朱里（健康づくり課成人保健係長）、佐々木 善浩（スポーツ振興課スポーツ振興係長）

【事務局】藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、富松 大地（地域づくり課市民協働係主査）

傍聴者 1名

次第 1 開会

2 あいさつ

3 審議

(1) 市民参画に係る事後評価について

ア 第3次健康はなまき21プラン（健康福祉部健康づくり課）

イ 花巻市スポーツ推進計画（変更）（生涯学習部スポーツ振興課）

ウ 花巻市子ども読書活動推進計画（第四次）（生涯学習部花巻図書館）

(2) 市民参画に係る事前評価について

ア 第3次花巻市環境基本計画（市民生活部生活環境課）

(3) その他

4 閉会

1 開会 （開会 午前10時00分）

事務局  
（鈴木課長）

おはようございます。ご案内の時間となりました。本日はお忙しいところ御出席くださいまして、誠にありがとうございます。先月は事前評価として総合計画策定についてご審議をいただきました。皆様におかれましては、2ヶ月連続のご案内にもかかわらず御出席いただきまして、感謝申し上げます。

開会に先立ち、委員会成立の御報告をいたします。本日は、花巻市市民参画協働推進委員会委員15名のうち12名の御出席をいただいております。花巻市市民参画協働推進委員会規則第5条の規定により、半数以上の委員が出席されておりますので、委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本委員会は、花巻市審議会等の会議の公開に関する指針により、公開する会議となります。会議の傍聴希望がいらっしゃる場合にはこれを認めますこと、また、会議資料及び議事録を市ホームページで公開いたしますことを申し添えます。

本日は会議録自動作成システムを使用しております。御発言の際はマイクの御使用をお願いいたします。マイクの使い方について御説明いたします。マイク下のスイッチを押していただきますと録音が始まる合図として、緑色のランプが点灯いたします。それを確認していただき、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。発言が終了しましたら、マイクのスイッチを押していただき、録音終了の合図である赤いランプが点灯したのを御確認願います。

本会議では、新型コロナウイルス感染症対策のためマスクの使用をお願いいたします。それでは、ただいまより、第4回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。

始めに、佐藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

## 2 あいさつ

佐藤委員長

皆さんおはようございます。先ほどお話がございましたように、4月21日の第3回委員会に引き続きまして、本日は第4回の委員会に皆様御多用のところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

非常に我々の委員会は、市政に対しまして市民の声をいかに反映させていくかという大切な委員会でございますので、本日もよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

本日は、市長から諮問いただいております案件が4件ございます。そのうちの市民参画に係る事後評価について3件、事前評価が1件ということで4件ございますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。また、その他といたしまして、市民参画条例の制定について、大竹課長地域づくり課長補佐から説明がございますので、お聞きいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

限られた時間でございますが、有意義な委員会になりますようお願い申し上げます。挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局

(鈴木課長)

ありがとうございました。次に、議事に入りますが、その前に、一部次第の変更を申し上げます。第3番、審議(1)市民参画に係る事後評価について、審議の順番について、ア、第3次健康花巻21プランの次にイ、花巻市スポーツ推進計画(変更)とございますが、事情がありまして、花巻市スポーツ推進計画(変更)を先に御審議いただきたいと思っております。順番が逆になります。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。本会議規則第4条第2項によりまして、議長は委員長となります。よろしくお願い申し上げます。

## 3 審議

佐藤委員長

それでは議長を務めさせていただきますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。早速、審議に入らせていただきます。まず(1)市民参画に係る事後評価についてでございます。始めに、先ほどご案内がございましたようにイ、花巻市スポーツ推進計画(変更)について議題といたします。担当事務局より御説明をいただきますが、本日御出席をいただいている皆さんを御紹介いたします。説明者は、生涯学習部スポーツ振興課佐々木善浩スポーツ振興係長、同席者といたしまして、市川清志生涯学習部長でございます。よろしくをお願いいたします。それでは佐々木係長より御説明をお願いいたします。

佐々木係長

スポーツ振興課の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。私からは、令和3年度市民参画報告として、花巻市スポーツ推進計画の変更について御説明させていただきます。お手元の資料をもとに御説明させていただきます。

まず、対象の内容でございますけれども、目的としましては、スポーツ基本法に基づきまして市民が生涯にわたって、健康でいつでもどこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しみ、元気な活力あるまちの実現を図るために策定するものでございます。内容としましては、三つの柱がございまして、生涯スポーツの推進、競技スポーツの推進、そして大規模スポーツ大会の開催という目的で策定しているものでございまして、今回の変更内容としましては、第3期花巻市教育振興基本計画と整合性を図るため、計画期間の延長を図るものでございました。変更前の計画は、令和5年度までとしておりましたが、変更後は令和7年度までとするものでございます。併せまして、中間見直しによる事業計画、成果目標値等の現時点での変更をかけるというのが主な内容でございました。計画期間は、延長したことにより平成29年度から令和7年度までであり、関係法令はスポーツ基本法でございます。なお、計画の策定日でございますが、右上に記載のとおり、本年3月29日に計画策定をしております。

それでは、実際に市民参画として取り組んだ方法について説明させていただきます。一つ目は、審議会その他の附属機関における委員の公募ということで、スポーツ推進審議会での審議でございます。周知方法及び時期でございますが、開催日の2週間以上前に郵送で通知するという予定でございましたが、計画どおり2週間以上前に郵送での通知をしております。ただし、計画の策定等に時間を要しまして時期が若干遅れました。9月上旬予定であったものが11月上旬となり、11月下旬にする予定であった2回目につきましては、本年2月中旬にずれ込んでございます。

なお第2回審議会につきましては、コロナ禍であるとの理由により書面開催としてございます。

実施の時期、場所回数等の内訳でございますが、計画では昨年9月下旬から12月中旬にかけての2回ということでございました。結果としましては、まなび学園で昨年11月24日に第1回の審議会を開催しております。第2回につきましては先ほど説明したとおり、コロナ禍によりまして参集での会議とせず、書面開催として本年2月28日を回答期限として実施したところでございます。対象者でございますけれども、当初の計画では、スポーツ推進審議会を20名以内としてございましたが、結果16団体、20名の委員で開催しております。

なお、当初、構成未定としておりました公募委員につきましては3名入りまして、ほかスポーツに関する学識経験者17名で合計20名となっております。

実施結果、意見提出者の提出件数等でございますが、公募委員3名からは意見4件等、ほか記載のとおり、(団体選出委員、)合計13名の方から意見17件が出てございます。結果の公表方法及び時期でございますけれども、計画では市のホームページへスポーツ推進審議会の開催結果の掲載をもって公表としてございました。公表の時期は1回目を昨年10月、2回目を本年1月の予定でございました。実施結果としましては、計画どおり、市ホームページでの開催結果の掲載をもって公表としてございます。ただし、先ほどから御説明のとおり、時期がずれた関係がありまして、1回目が昨年12月、2回目が本年3月となっております。実施した方法の自己評価でございますけれども、市民参画により効果があったことにつきましては、市内関係団体等から広く意見をいただくことができ、それを計画に反映することができたので効果があったと感じております。予定を変更して実施した場合の内容等でございますが、計画素案の作成に時間を要したということがございます。これによって全体的にスケジュールに遅れが生じまして、実施時期を変更したという経緯がございます。反省点ですけれども、コロナ禍により第2回審議会が書面開催となったところでございます。参集での開催が原則ですので、できれば、対策を講じて参集すべきだったと感じております。市民参画の実施に係る改善点でございますが、計画した実施スケジュールを確認しながら、計画的に進めるべきであったかなと感じてございます。

資料2枚目の裏面に移ります。方法2としましてパブリックコメントの実施をいたしました。周知方法、時期でございますが、記載のとおり広報はなまきに昨年9月15日に掲載、市ホームページへ掲載等計画しており、周知としまして素案は記載の各施設等に配置、備えつけるということでございました。結果としましては、スケジュールの遅れによりまして昨年12月1日に周知及び掲載となったところでございます。素案の備えつけ、広報及び周知につきましては計画どおり実施できたところでございます。実施の時期、場所、回数でございますが、昨年10月初旬から11月初旬にかけての1ヶ月間という予定でございましたが、結果としましては、昨年12月1日から24日までの24日間での実施となったところでございます。対象者は計画どおり全市民でございます。実施結果の意見提出、提出件数等でございますが、パブリックコメントとしまして意見の提出者数は7名、意見の件数は28件ということでございました。素案の閲覧件数ですが、備えつけの紙ベースでの閲覧数は45件、ホームページは149件の閲覧実績でございました。結果の公表及び時期でございますが、市のホームページに掲載するという予定のとおりホームページに掲載したところでございますが、時期が1ヶ月ほど遅れまして本年2月中旬となったところでございます。実施した方法の自己評価でございます。市民参画により効果があったことでございますが、当市のスポーツ推進に関する様々な意見をいただくことができたということが挙げられます。予定の変更の内容でございますけれども、現状に即した事業計画の策定、成果目標の設定作業を丁寧に時間をかけて実施した結果でございますが、当初の予定より計画の素案の作成が遅れたところでございます。それに合わせましてパブリックコメントの時期が、施設の休館期間である年末年始と重なることもありまして、意見聴取の機会を十分にとることが難しいと判断したことによりまして、実施期間を短縮して設定したということが変更点でございます。反省点でございますけれども、予定の変更に関連しますが、パブリックコメントにつきましては、指針によりまして、計画素案の周知については、施設への備えつけ、それからホームページ掲載することと定めております。本案件についても、指針に基づいて周知をしておりましたが、ホームページ、SNS等では、原則30日以上の実施は可能であったらうというふうに反省しているところでございます。なお、今回、実施期間を短縮したことにつきましては、パブリックコメントの意義、それから事務手続きに対する我々当部の認識不足でございまして、改めまして市民参画の手法につきましては再確認をし、次回の計画策定にこの反省を生かして、反映させていきたいと考えてございます。最後に、市民参画の実施にあたっての改善点でございますが、先ほどのパブリックコメントの等の市民参画のガイドラインの遵守に努めること、実施スケジュールを十分に確認しながら進めることが改善点として挙げられます。説明は以上でございます。

**佐藤委員長**

はい、ただいま説明がございましたが、これにつきまして皆様から御質問、御意見等をお伺いしたいと思っております。市民参画の方法といたしまして、一つ目として審議会その他の附属機関における委員の公募ということで、スポーツ推進審議会での審議と、それから二つ目としてパブリックコメントの実施ということで、二つの方法で実施したということであります。それでは始めにスポーツ推進審議会での審議について、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

私の方から確認させていただきたいと思っておりますが、11月24日のスポーツ推進審議会の出席者は13名ということでよろしいでしょうか。委員が20名ですけれども、そのうち何名出席して開かれたのでしょうか。

**佐々木係長**

第1回の出席者は16名でございます。

佐藤委員長 この13名とは書面開催時ということですか。

佐々木係長 13名は、計2回の審議会での意見提出者の合計でございます。

佐藤委員長 第2回が書面開催で開かれています、20名の方から意見が寄せられたということでしょうか。

佐々木係長 第2回につきましては20名全員から承認等について回答いただいておりますが、そのうち意見のあったものが一部ということでございます。

佐藤委員長 はい。わかりました。では皆さんから何か御質問はございますか。計画素案の作成に時間を要したために、スケジュール全体的に遅れたということのようですよ。よろしいですか。

(発言するものなし)

佐藤委員長 では、次に2番目のパブリックコメントの実施について何か御質問はございますか。高田委員。

高田委員 高田真理子です。よろしくお願いいたします。1点、可能な範囲で教えていただけたらと思っております。方法2の自己評価の成果があった部分ですけれども、方法1の同じ欄と比べると、方法1のところは、意見をいただいてそれを計画に反映することができたというところまで書いていますが、方法2については、意見をいただくことができたというところで留まっています。いただいた内容によって反映できるもの、できないものあるとは思いますが、そこがすごく気になっているので、可能な範囲で構いませんので、パブリックコメントでいただいた意見について、細かくなくていいのでどのような内容があったのか教えていただけたらと思います。

佐々木係長 まずは、一つ目と二つ目の表現が異なっているところございますが、いずれも一つ目が反映して、二つ目では反映していないということではありません。ここは、すみませんが表現の誤りでございます。どちらも意見をいただきまして、その中の一部を反映したというところがございます。頂いた意見としまして、まず一つは、計画期間の延長というものが果たしてその令和7年度までが適正なものかという意見がありました。この計画には国の計画や県の計画、それから市の様々な計画ございまして、会議や審議会でも説明しましたが、全ての計画と整合を図ることは、現実的に無理なわけでございます。その中で、意見としましては、国の上位計画に合わせるべきではないかという意見など様々な意見はありました。それについての結論としては、やはりこれは市としての計画なので、市に関連する計画、教育振興基本計画も子供たちのスポーツの記載がございますので、そういったところと合わせるのが、市の計画としては一番適するだろうということで回答した事例がございました。これに2件ほど関連した質問としてありました。それから中学校の部活動問題の関係、そういったものをどう捉えていくかという質問もございました。これは教育委員会とも関連することですので、慎重に国の動向を見ながら進めていきたいというような回答をしております。それから、主なものとして、例えばニュースポーツをどうしていくかとか、或いはサ

イクリング関係の取り組みをしてはどうかという細かい部分についてですとか、全体的というよりも細かい取り組みについてどう考えるかというような質問がございました。大きく捉えるとそういった質問でございました。

佐藤委員長 はい。他にございませんか。

(発言するものなし)

佐藤委員長 それでは、特にないようでございますので、評価に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。市民参画職員チームの評価といたしましては、「改善の余地あり」ということです。実施時期、場所等について改善の余地があるという評価になっております。

当委員会としての評価については、私の方から申し上げたいと思いますが、まず、改善の余地ありということで、実施時期、場所等についてですね、改善の余地があるということです。特に、計画案の作成に時間を要してスケジュールが大分遅れたということもあります。この辺も十分に検討しながら、時期を選定する必要があるのではないかと思いますし、あと、パブリックコメントが1ヶ月という期間を設けていたのに、24日間で終わってしまったということもありますので、この辺も計画どおりに進まなかったということがあると思いますことから、改善の余地があるということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言するものなし)

佐藤委員長 はい。そのようにいたします。それではこれで花巻市スポーツ推進計画（変更）について終わります。どうもありがとうございました。

引き続き、事後評価の2件目でございますが、第3次健康はなまき21プランについて、御審議をお願いいたします。

本日の出席者を御紹介いたします。説明者といたしまして、健康福祉部長山義博健康づくり課長、同席者といたしまして、健康福祉部高橋靖理事、同じく健康福祉部健康づくり課高橋朱里成人保健係長でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、長山課長より説明をお願いいたします。

長山課長

健康づくり課の長山と申します。よろしくお願いいたします。私の方からは、第3次健康はなまき21プランについて、説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。お手元の資料に基づきまして、説明の方をさせていただきたいと思っております。対象の名称は、第3次健康はなまき21プランです。こちらの計画等の策定については、令和4年の3月1日となっております。対象区分としましては、市の基本構想、基本計画、その他の基本的な事項を定める計画の策定または変更に合致します。対象の内容でございますが、目的としましては、健康増進計画に基づき、健康づくりのための行動指針として策定したプランの目標値の見直し、また新たな健康課題等の検討となっております。内容としましては、達成度の明確化をするために、食事、運動など分野ごとの目標を数値で設定いたしております。積極的に生活習慣病を予防する一次予防に重点を置くということにしております。そして、生涯にわたる健康づくりの推進を目指してございます。計画期間は、令和4年度から令和13年度の10年間、関係法令は健康増進法となっております。

市民参画として実施したものが三つございます。まず一つ目が意向調査となっております。市民アンケートを実施してございます。周知方法及び時期につきましては、

広報はなまき8月15日号に掲載、市ホームページにも掲載しながら、一般の方には郵送により配布回収、小中高生は学校を通じて配布回収、母子につきましては、妊婦は母子健康手帳交付時に調査、そして乳幼児は乳幼児健診に合わせて配布回収をしてございます。実施の時期と場所等でございますが、こちらの方は、当初の方では、一般及び中高生については令和2年8月に1回ということでございまして、実際には、一般の方は令和2年8月31日に実施してございます。計画では母子は令和2年8月から令和3年1月までに1回を実施するという計画でございましたが、これを令和2年8月から令和3年1月まで実施しております。小中高生についても、令和2年8月26日に実施してございます。対象者としましては、予定の方では19歳以上の一般市民2,300人を無作為で抽出ということになっておりましてそのとおり実施してございます。小中高生についても、市内に在籍する小学6年生、中学3年生、高校3年生、計2,476人に対し実施してございます。母子につきましては、母子健康手帳交付時、または乳児健診の際のアンケートということで1,591人を当初予定しておりましたが、この中から実際に実施できたのが1,317人となっております。実施結果、意見提出者数の件数は、アンケートの回答数は一般で1,144人、回答率は49.7%。中高小中高生については2,452人、回答率は99%。母子1,030人、回答率は78.2%となっております。結果の公表の方法及び時期でございますが、当初の予定どおり素案としてパブリックコメントにおいて公表しております。パブリックコメントをする際に、この結果を公表しているという流れでございます。実施した方法の事後評価でございますが、広く実態を調査することができて、計画に反映させることができたことと認識してございます。母子の対象者につきましては、当初、乳児7ヶ月健診時等、離乳食教室、受診者の保護者を対象に行うという予定でございましたが、こちらの方から伺いたい内容が、離乳食の内容だったり、食べ物の食事の中身だったり、食べているか食べていないかというような内容ということもあり、実際に離乳食を食べている人しか回答できないというものもありましたので、対象者を7ヶ月健診の際の離乳食が始まった方というふうに変更してございます。こちらが、市民アンケートの部分でございます。

次のページでございますが、パブリックコメントでございます。こちらは、周知の方は令和3年10月1日に広報はなまきに掲載するとともに市ホームページに掲載するというのでそのとおり実施してございます。素案については、備えつけ場所でございますが、予定では健康づくり課及び総合政策部総務課、新館、総合支所、地域振興課、まなび学園、振興センター、図書館と計画をしてございましたが、実際には、健康づくり課及び支所の健康づくり窓口、そして総合政策部総務課、各支所地域振興課、各振興センターになってございます。まなび学園と図書館が備えつけ場所から外れてございます。こちらにつきましては、意図的に外したというよりも、コロナ禍というものもございまして、施設の利用状況等も勘案する中ではございましたが、結果的にその箇所が縮小ということになってございます。実施の時期でございますが、令和3年10月から1ヶ月という予定でございましたが、実際には10月15日から11月14日まで1ヶ月間実施してございます。これはホームページ等でも掲載してございまして、結果として、意見として出されたものは0件。ただし閲覧していただいた方々につきましては、備えつけの素案については37件、ホームページでは103件ということになってございます。自己評価の部分でございますが、意見はありませんでしたが、多くの市民に閲覧していただくことで、計画の周知が図られたと考えてございます。反省点でございますが、先ほども申しましたが、備えつけ場所が当初どおりにできなかったという部分が反省点でございます。その他でございますが、意見調査、意向調査の段階で、ワークショップ等を事前にやっておくということもできたのかなという部分が考えられます。ただ周知の仕方、パブリックコメントとしてはな

くて、これはその前の段階のお話でございますが、そういうこともあったのかなというところで記載させていただいております。

次のページです。花巻市健康づくり推進協議会から意見等をいただいたというものでございます。こちらは事前評価の際にこちらから提示してございませんでしたので、事前評価を受けないまま、実施してしまったということがまず、1点反省点でありますけれども、こちらでも審議をいただきましたので報告させていただいたものでございます。名称は、花巻市健康づくり推進協議会、こちらにつきましては、市の健康づくりに関する施策とか方針とか広い分野で、いろいろな御意見、御質問をいただくという機関でございます。こちらにつきましては、2週間前に郵送により通知したとなっておりますが、計3回御意見をいただいております。1回目は令和3年9月1日、2回目は令和3年12月21日、3回目は令和4年2月17日で、こちらはこれまで説明させていただいた、パブリックコメントと並行するような形で、御意見をいただいたというものでございます。場所及び開催方法ですが、第1回目につきましては、書面開催、第2回については保健センターで会議という形で開催しております。第3回は書面開催となっております。この期間ですが、対象者に記載のとおり20名の委員で構成してございます。内訳としましては記載のとおり、医師会、歯科医師会、薬剤師会を始めとする、市の主要な関係機関の方々から選出いただいた委員で構成させていただいております。活発に意見をいただきまして、第1回目では6人の方から8件の意見をいただいております。2回目につきましては4人の方から6件、第3回目は最終の確認ということもございまして、こちらの方では意見はいただいております。公表の方法及び時期でございますが、実施内容の方に書かせていただいておりますが、ホームページで、素案としてパブリックコメントの際に公表をさせていただいております。これはその時点でいただいた意見についてということでございますし、あと成案として公表と書いてございますが、こちらはホームページで、令和4年3月に公表させていただいております。自己評価でございます。健康づくりの推進に必要な関係機関の代表者や公募委員の方々に、広く意見を聴取し、計画に反映することができたと考えてございます。反省点でございますが、最初に申し上げたとおり、事前評価を受けるべきだったのを、受けずに審議をしてしまったということございまして、反省点として挙げさせていただいております。次回の改善点としても、そちらの大きな流れを最初にきちんと掴んだ上で、事前評価を受けた上でやりたいと考えてございます。説明は以上でございます。

**佐藤委員長**

はい。ただいま、第3次健康はなまき21プランについて、説明がございました。それでは皆様から御質問御意見をお伺いしたいと思います。まず三つの方法において市民参画を行ったということですが、一つは市民アンケートの実施ということです。これについて何か御質問御意見はございますか。母子の対象者を7ヶ月児健診受診者の保護者のみを対象としたということでございます。一般市民の方2,300人に対して回答があったのは1,144人で、49.7%、ほぼ50%ということですが、よろしいですか。

(発言するものなし)

**佐藤委員長**

はい。それでは次にパブリックコメントの実施について、御質問、御意見をお伺いいたします。周知について計画どおり実施することができなかつたとありますが、何か御質問御意見ございますか。関上委員。



**関上委員**

関上といいます。この案件は、花巻市民にとりまして健康増進のためのプランということで、大変重要な意味を持っているように思うんですね。そうした時に、この案件については、気になるところが多々ありましてですね、例えば、意見提出者が0人となっていますけれども、果たして本当にパブリックコメントは正しいやり方であったのかどうかということを考えていかなければならないのではと、まずそれが第1点ですね。それと自己評価等で、「計画の周知が図られた。」とあるんですけども、「反省点の方では、計画どおり実施することができなかった。」とかですね。このあたり、どう捉えて考えていけばいいのかなということです。最後の方でも、もう少し意見を述べさせていただきたいのですけれども、この件について、ご回答いただけたら助かります。よろしくお願ひしたいと思います。

**長山課長**

意見が0だったということで、これが正しい方法だったかという御質問だと思いますけれども、パブリックコメント等の実施の仕方につきましては、先ほど申しましたとおり備えつけた場所が若干減ってはございますけれども、ホームページ等では他の資料も併せて掲示してございまして、それについて意見がなかったということが、周知が足りなかったのかなと思うところはございます。ただ、今回の流れでは、例えば説明会等を開いての実施というところまではいかずに、一方ではそのとおり健康づくり推進協議会という中で、広く御意見をいただきながら実施をした。健康づくり推進協議会の構成の団体を見ていただけると、お分かりのとおり学校関係者、まちづくり関係者、医療関係者、広くその意見をいただきながらできたのかなというふうには考えてございます。ただ、一步踏み込んだ広報の仕方となると、この計画のみならず、周知の仕方というか、パブリックコメントのやり方ということ自体の方向性を検証する必要のあるのかなと思っておりますが、この計画としては、その道筋に沿って実施できたものというふうには考えてございます。反省点として計画で実施することができなかったというのと、広く周知が図られたという突合が図られてないという部分でございまして、先ほど申したとおり、こういう計画をしますよという流れとして、周知ができたものとは考えておりますが、備えつけ場所が計画どおりにはならなかったことを反省点として記載させていただいております。

**佐藤委員長**

他に何か御質問、御意見ございますか。はい。では菅原委員、お願ひいたします。

**菅原委員**

菅原です。よろしくお願ひします。パブリックコメントの閲覧の場所ですけども、振興センターとかいろいろやっていますが、この37件の意見、場所はどのようなところから取られたのでしょうか。この間、振興センターに行って聞いてきたのですが、まず見に来る方はいらっしゃらないと、ただ置いているだけというのが実情でした。その状況で意見を求められるのか、振興センターに行く方たちは何かイベントのあるときしか行きませんので、わざわざ素案を見るために行くという方が、何人ぐらいいらっしゃるのかなと思ひまして、この37件はどういう方が入っているのか確認したいと思ひます。

**長山課長**

37件につきましては、全て振興センターになってございます。ただ、どのような方が素案だけを御覧になっていらっしゃるのかということまでは、分かり兼ねますが、閲覧者として記載いただいたのは振興センターということになってございます。どこの地域の振興センターかまでは分かりません。調べたいので、少しお時間ください。

佐藤委員長           では、他に御質問、御意見ございますか。はい。佐藤委員、お願いします。

佐藤（千）委員       佐藤といいます。よろしく申し上げます。仕事の関係で健康にすごく興味があって、今回はこの会議で勉強しようかなと思ってやって参りましたが、なかなか難しいものがあります。今の第3次健康はなまき21プランの素案に関してですが、振興センターには、やっぱりなかなか足が向きません。振興センターには何か役職があれば行って、新しいものがあるのか見ます。たまたま今回の会議に関して、健康はなまき21プランがいっぱいありましたので、知ることができました。ホームページで見ることは本当に難しいことです。ページ数も多いし、時間もないということです。ただ、このせっかく立派なプランがあるのに、その周知方法、市の健康増進で地域回りとか、或いは健診とかで、いろいろな人とお会いすると思いますが、なかなか周知が難しいんじゃないかなと思いますので、これからの計画においてはできるだけ、大いに宣伝していただければと思います。一つお伺いしたいのは、これと関係ないかもしれませんが、目標に対してのパーセンテージ出しますよね。基礎的になるものを作りたいときに、例えば運動する人何%だから、何%に上げますという、その基本となる対象者はどこから持ってきているのでしょうか。ちょっとこの会議と別かもしれませんが、よろしく申し上げます。

長山課長               計画の目標値につきましては、現状の部分を押まえて、そして国なり県なりの目指す指標等も含めて、策定してございます。そのため、各目標に応じて目標値がございまして、それは計画の中にすべて各目標値として定めてございましてけれども、これをどの目標値をとってお話になってくると、すごい数があるので、どこをお話すればいいかなという部分ですが、例えば運動であれば、身体活動運動という目標の中で、評価指標、現状値として幾ら、目標値が幾らというふうに記載してございます。その中で、健康な生活のために運動を心がける人の割合ということで、現状値では、アンケート等の調査の中で73.8%、これを目標値として、85.0%まで上げるというように、一つ一つ、そのような積み重ねで目標値を定めておりますので、やはり、詳しくは健康はなまき21プランの中の目標値を御確認いただければと思います。例えばということで、今、説明させていただきました。

佐藤委員長           先ほどの件はわかりましたか。

長山課長               すみません。すべての統計資料を持ってきておりませんでした。申し訳ありません。ただ、記憶しているのは、石鳥谷とか、支所の振興センターの方からも、結構な数の御意見をいただいたと記憶はしてございます。申し訳ございません。

佐藤委員長           大竹地域づくり課長補佐。

大竹補佐               はい。今お2人の委員から、パブリックコメントについて素案の備えつけ場所の件につきましてお話をいただきました。若干、私の方から補足をさせていただきます。市役所の内部向けに花巻市パブリックコメント制度に関する指針というものを示しておりまして、パブリックコメントをやる際には、こういった点についてお気をつけくださいというものを、地域づくり課から市役所内に示しているものがございまして。その中で素案の備えつけ場所といたしまして、市役所内の総務課、本庁、支所の地域振興課、それから振興センター、そして図書館、まなび学園、保健センターが基本ということで、なるべく多くの市民の方々の目に触れるように、案を備えつけてい

ただきたいですとお示しをしているものでございます。交通手段がなかなかないですとかそういった方のために、一番身近な施設が振興センターでございますので、例示をさせていただいておるものでございます。ただ、昨年度の場合はなかなかコロナ等の関係がありまして、振興センターも閉めていた期間もございまして、閲覧を十分成し得たかというところではない部分があるかもしれません。過去において、本委員会の場であったかどうか分かりませんが、多くの方々の目に触れる機会を作ってほしいという御意見があったようでございますので、それでこういったような例示をさせていただいているということも補足させていただきます。

佐藤委員長

備えつけ場所についてはある程度決まったところに備えつけているということのようです。ただ、ここにもウェブの活用など書いてありますけども他のパブリックコメントですと、SNS、FMはなまき、有線放送に周知するようなことをやっているところもあるんですね。今回それが行われなかったことは、周知方法に足りない面があったのかなと思います。パブリックコメントはよろしゅうございますか。

(発言するものなし)

佐藤委員長

はい。では次について、御質問、御意見お伺いいたします。私から1点質問いたしますが構成が20名で、このうち公募委員が2名でよろしいでしょうか。

長山課長

はい、そうでございます。

佐藤委員長

20名のうち公募委員が2名ということのようであります。については、この推進協議会について何か御質問、御意見ございますか。事前評価を受けるべきであったけれども、事前評価にかけなかったということですね。関上委員お願いします。

関上委員

事前評価を受けねばならないが、例外規定もあったかと思うんですけれども、これはその例外規定であったので、事前評価は受けなかったということなんででしょうか。こういう、例えば推進協議会等の開催というのは、市民の意見が結構出されていく部分でもあるかと思っておりますので、こういうのは事前評価、我々の市民参画推進委員のそういう事前評価は受けなくてよろしいものでしょうか。それとも例外規定ということもあったかと思っておりますので、それに該当するということがこれは受けなかったのか。そのあたりをちょっと明確に、教えていただけますでしょうか。

長山課長

はい。例外規定に合致するかどうかにつきましては、私どもの方ではその部分について検証してございませんでした。というのは、私どもの方としては広く意見を聞くということ等を主に考えてございましたので、要は道筋を立ててやるのであればそれを最初から計画として事前に審査いただいて、こういうことをやりますよと言った上でやるのが、やはり道筋というか基本的な方法だと思います。ただ、内部の方で広く意見を聞くということは、良いことだというような認識のもとで、こちらの委員会の方には、協議をせずに実施してしまったということだと認識しております。

佐藤委員長

事務局の方でこの例外規定という話がございましたけど、ちょっと説明していただけますか。

関上委員

例外規定ということで幾つかあったわけですか。それは市民参画として、意見を取ら

なくてもいいという部分として、例外規定ということがあったかと思うんですけども、今回は健康関係の部分でありますので、もしそういうことでやったとするならば、やっぱりちょっと、問題があるかなと思った次第です。やはり市民参画の例外規定のあたりにこの健康の部分というのは入るのか入らないのかというのは、重要ななという部分があるんですけども、いかがなんでしょう。

佐藤委員長

この件に関しては事務局の大竹課長補佐から説明をお願いいたします。

大竹補佐

はい。市民参画のガイドラインというものを定めてございます。このガイドライン上で、市民参画の対象から除外できるものにつきましては、掻い摘んで申し上げますけども、軽微なもの、例えば軽微なものとはどういうものが当たるかといいますと、準用している法令の条項の改正で名称だけが変わるですとか、中身は変わらないけれども法令の名称が変わったといったようなもの、あとは市の執行機関の内部の事務処理に関するもの、そういったものが市民参画の対象から除外できるものですよということで例示はしております。ただいまの件に関しましては、市民参画の対象から除外できるものという認識ではございませんで、より広く意見をいただこうということで手法を追加したという趣旨でございますので、当初、除外とかそういったことを想定していたということではないということだと思います。

佐藤委員長

やっぱり市民参画ということで事前評価も受けるべきだったということでよろしいですね。他には御質問、御意見ございませんか。

(「なし。」の声あり。)

佐藤委員長

それでは、評価に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。市民参画職員チームの評価としては、適切であるという評価でございますが、私の方から評価の案を申し上げますと改善の余地があるということでございまして、事前評価が行われなかったところもありますので、方法と周知の方法について不十分だったということで、改善の余地があるということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

佐藤委員長

はい。事前評価が行われなかったけども、市民参画を行ったということでは、これは良かったと思いますが、今後、事前評価をお願いしたいということで、改善の余地はあるということにいたしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続き審議に入りますが、事後評価の3件目「花巻市子ども読書活動推進計画(第四次)」について議題といたします。それでは、説明をお願いいたしますが、本日は説明者といたしまして、生涯学習部花巻図書館の梅原奈美館長、同席者といたしまして市川清志生涯学習部長、生涯学習部花巻図書館高橋宏和副館長にも同席していただきます。それでは、梅原館長より説明をお願いいたします。

梅原館長

生涯学習部花巻図書館の梅原と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

私からは、第四次花巻市子ども読書活動推進計画につきまして、お手元の市民参画報告書により御説明させていただきたいと思います。では着席にて、御説明いたします。最初に1、参画の対象についてですが、対象の名称は花巻市子ども読書活動推進計画(第四次)、計画等の策定日は3月28日でございます。これは、3月23日の教育委員会議定例会において議決をいただきまして、3月28日に市長決裁により策

定させていただいたという経過でございます。対象区分といたしましては、市の基本構想、基本計画、その他の基本的な事項を定める計画の策定または変更に該当するものでございます。本計画の内容につきましては、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的として、子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、学校及び行政などが、それぞれ担うべき役割や取組を示したもので、計画期間は令和4年度から令和8年度までの5か年、関係法令は子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、市町村に計画策定の努力義務が課せられているというものでございます。次に、2実施した方法の詳細についてでございます。まず、方法の一つ目といたしまして、当初は、計画検討委員会を設置し、関係団体等の代表の方々などで構成する委員の皆様から御意見を聴取する予定ということで、事前評価の時にも御説明させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、多人数の参集型の会議の開催が困難になると予想されたことや、より丁寧に、各関係団体等と意見交換を実施し、御意見を聴取したいと考えまして、関係団体ごとに個別に意見交換を実施いたしました。また、検討委員会で想定していた公募委員からの意見聴取につきましては、市立図書館協議会委員の中にも、公募委員の方がいらっしゃることから、市立図書館協議会からの意見聴取を追加させていただきました。関係団体等との個別意見交換は10月から11月にかけて、市内私立高等学校や、花巻地区私立幼稚園協議会、花巻地区法人立保育所協議会、各地域の読み聞かせボランティア団体、市PTA連合会、市学童クラブ連絡協議会など6団体を対象に、各1回ずつ計6回実施いたしました。また、図書館協議会からの意見聴取は、11月に参集会議、そして2月から3月にかけて書面会議の計2回開催いたしました。

実施結果につきましては、関係団体との意見交換では42件、図書館協議会での意見聴取では12件の御意見を頂戴しております。結果の公表の方法につきましては、関係団体からの御意見は、御意見を反映して計画素案を作成し、パブリックコメントにおいて公表しております。また、図書館協議会での意見聴取については、協議会開催の都度、市のホームページに会議結果と会議録を公表しております。

次に、3実施した方法の自己評価についてでございます。市民参画により効果があったことといたしまして、子どもの読書活動に関わる関係者から、活動の現状と課題を聴取した上で、それぞれの立場から広く御意見をいただき、これを十分に反映した計画を策定することができたと考えております。また、今後どのような読書活動を進めていったらよいか、関係団体の御意見を聞くことができましたので、今後の活動を進める上で、大変参考になりました。次に、予定を変更して実施した場合の内容と理由については、先ほど御説明いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、多人数の参集型の会議の開催が困難になると予想されたことや、より丁寧に、各関係団体等と意見交換を実施して、御意見を聴取したいと考えまして、関係団体ごとに個別に意見交換を実施いたしました。反省点といたしましては、結果公表の方法及び時期について、図書館協議会開催の都度、会議結果と会議録を市のホームページに公表いたしました。書面開催の会議報告書の公表時期が遅れてしまったということが挙げられるところでございます。

続きまして、次のページになります。方法の二つ目ですが、こちらは当初の予定とおりパブリックコメントを実施しております。周知方法につきましては、広報はなまき12月15日号及び市ホームページに12月20日から掲載したほか、市のSNS、FMはなまき、有線放送を利用して周知いたしました。素案につきましては、各市立図書館のほかに、総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、まなび学園、花巻保健センターに備えつけをいたしました。パブリックコメントの実施時期は、令和3年12月20日から1月25日までの1ヶ月間、全市民を対象とし

たものでございます。そして、実施結果につきましてはおひとりの方から3件の意見を頂戴しております。また、素案の閲覧者につきましては、施設に備えつけた素案につきましては35件、ホームページの閲覧は95件という結果でございました。結果公表につきましては、令和4年3月16日に市ホームページへの掲載をもって公表したところです。次に、実施した方法の自己評価につきましては、意見数は少なかったのですが、地域や家庭における子どもの読書活動の現状の一端を確認することができまして、御意見を参考に一部計画内容を変更するなど計画策定の参考とさせていただきます。次に、予定を変更して実施した場合の内容と理由については、より関係者等の意見を反映するために、意見交換や意見聴衆の回数を増やしたことから、計画素案の作成に時間を要しまして、広報はなまき掲載時期が予定より1か月遅れてしまったというところでございます。しかしながら、パブリックコメント自体は予定どおり、12月中旬から1ヶ月間実施させていただきました。次に反省点といたしましては、意見件数は、第3次計画策定時の0件から3件になったものの、まだまだ意見応募が少ないということが挙げられまして、今後さらに皆さんの読書活動への関心を高めていく工夫が必要であると考えております。説明は以上になります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**佐藤委員長**

はい。ただいま、花巻市子ども読書活動推進計画（第四次）について説明がございました。皆さんから、御質問、御意見をお伺いいたしたいと思っております。この二つの方法で市民参画を行ったということですが、まず第1点、花巻市子ども読書活動推進計画検討委員会を開催ということで、関係団体等の意見交換、市立図書館協議会での意見聴取を切り換えて行ったということです。これについて、何か御質問、御意見ございますでしょうか。特にございませんか。

（発言する者なし）

**佐藤委員長**

はい。それでは次にパブリックコメントの実施について、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。お1人の方から3件の意見が寄せられたということですが、もし差し支えなければどのような御意見だったのか、もう1回説明していただければと思います。

**梅原館長**

はい。地域での読書活動についての御意見でしたが、前の第三次計画では振興センターごとに本棚を置いて、その冊数を増やすことを内容として盛り込んでいました。第四次計画では本の冊数までは盛り込まなかったのですが、振興センターにある本棚の充実というようなことも入れておりまして、実際には子どもたちは学校の図書館だったり、市の図書館だったりを利用するので、振興センターに本棚は必要でしょうかと、また、振興センターで子どもたちの読書活動は必要なかという疑問点等を御意見としていただきました。振興センターの本棚の冊数を増やすというような物理的なことは確におっしゃるとおりというところがございますので、計画策定の段階で削除したところですが、地域の中で子どもたちがいろいろなところで読書できるようにスペースづくりをしていくことは大切なことですので、振興センターでの読書スペースであったり、また、読書ボランティアさんたちはおもに学校や図書館で活動されていますけれども、振興センター単位で、そういう地域の中での活動も選択肢になるのではないかなということもございましたので、そういうことを踏まえた回答にさせていただきます。

**佐藤委員長**

皆さんの方から何か御意見ございませんか。よろしいでしょうか。松田さん、いか

がですか。何かございませんか。

**松田委員**

はい。花巻青年会議所の松田です。よろしくお願いします。一つ気になってたのですが、反省点があれば記入してくださいというところで、読書活動への関心を高める工夫が必要と感じておられるところで、改善点の部分にその工夫が見えてくればいいのかなどと思って見ておりました。その工夫というところで、具体的に何か今のところお考えがあれば聞かせていただければと思います。

**佐藤委員長**

はい。こちらの工夫点についてお答え願います。

**梅原館長**

まず今回、第四次計画を策定するにあたり、いろいろ御意見を伺う中で、せっかく計画を立てているけれども、この計画のことを果たしてどのくらいの方が御存知なんだろうかとこの計画をしっかりと周知することが大事だという御意見をいただいておりますので、この計画自体をしっかりと周知していかなければいけないというところと、今は子ども向けの事業が多いですが、そこを大人も含めてもっといろいろな方が参加できるような事業を考えて、それを周知して、イベントも重ねていくということを考えております。具体的にこうふうにやっついこうということは、今考え始めたところで、少しずつ取りかかっているところですので、明確にお伝えできず申し分けありません。(具体的にはまだ) 見えないところですが、積み重ねていかなければならないと考えております。

**佐藤委員長**

はい。他にございませんか。それでは特にないようですので評価に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。職員チームの評価としては適切であるという評価でございますが、当委員会の評価といたしましても、適切であるという評価にしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

**佐藤委員長**

はい。では、適切であると評価いたします。どうもありがとうございました。次に事前評価が一件ございますが、引き続き進めてよろしいですか。

(「異議なし。」の声あり)

**佐藤委員長**

では、引き続き進行したいと思います。次に(2)市民参画に係る事前評価についてに移りたいと思います。1件ございます。第3次花巻市環境基本計画について御審議をいただきます。本日は、説明者といたしまして、市民生活部生活環境課、小田島課長補佐、それから、同席者といたしまして、市民生活部伊藤理恵部長、同じく市民生活部生活環境課、松原弘明課長にお越しいただいております。説明をお願いいたします。

**伊藤部長**

市民生活部の伊藤と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。先日、皆様方には、花巻市まちづくり総合計画の市民参画の手法について事前評価を行っていただいたと思いますが、時を同じくして、花巻市環境基本計画も令和5年度に終期を迎えます。令和6年度からの計画の策定にあたり、本年度から準備を進めて参りたいということで事前評価を受けようとするものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

小田島課長補  
佐

市民生活部生活環境課の小田島と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、第3次花巻市環境基本計画につきまして、着座にて御説明させていただきます。

1 参画の対象、名称は「第3次花巻市環境基本計画」でございます。目的は、花巻市環境基本条例に基づき、市民、事業者及び市が共通意識を持ちながら、一体となって環境への取組を推進するため策定するものでございます。内容は、本市における環境の保全及び創造に関する施策の方向性、市民、事業者及び市が担うべき取組を明示いたしますとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、「地球温暖化対策実行計画（地域施策編）」を包含するものでございます。区分は、「基本計画」、計画期間は、令和6年度から令和13年度までの8年間とするものでございます。

次に、2 選択した市民参画の方法は、4つの方法を予定してございます。まず、方法①意向調査の実施としまして、市民アンケート調査を令和4年8月から10月までに1回の実施としてございます。周知方法と時期につきましては、広報はなまき令和4年8月15日号への掲載のほか、市ホームページでの周知とし、郵送によりアンケート用紙を配布・回収としております。対象者は市内全域の16歳以上の市民から無作為抽出により2,000人、市内の小学4年生と中学2年生全員、市内に住所を置く200事業所としてございます。結果の公表は、令和5年2月をめぐり市ホームページへの掲載を予定しております。方法や時期を選択した理由につきましては、市民や事業者の意見を幅広く聞くことができ、その結果を素案に反映させるため、この時期としております。次に、方法②審議会その他の附属機関における委員の公募としまして、花巻市環境審議会での審議を令和4年度は11月に1回、令和5年度は11月、1月、2月に3回を予定しております。周知方法と時期につきましては、開催日の2週間以上前に郵送により委員に通知いたします。対象者は、花巻市環境審議会委員18名でございますが、公募による市民1名、知識経験を有する者6名、関係行政機関の職員5名、各種団体の役職員6名となっております。結果の公表は、市ホームページの花巻市環境審議会の開催結果により公表することとし、令和4年度は12月、令和5年度は12月、2月、3月を予定しております。方法や時期を選択した理由につきましては、花巻市環境審議会は花巻市環境基本条例の規定に基づきまして、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するために設置しておりますことから、委員の意見を素案に反映させるため、この時期としております。次に、方法③その他適切と判断される方法としまして、関係団体からの意見聴取を考えております。時期は令和4年7月から12月までと、令和5年4月から9月までを予定してございまして、令和4年度と令和5年度は同じ団体から意見聴取をすることとしております。これは、環境基本計画に包含して策定いたします地球温暖化対策実行計画に関連するものでございます。この実行計画について少し御説明いたします。実行計画には事務事業編と地域施策編の2種類ございます。事務事業編は花巻市役所が1事業所としてCO2をはじめとした温室効果ガスの削減に取り組む計画でございます。こちらは既に策定し実行してございます。一方、地域施策編は花巻市の市域に範囲を広げ、温室効果ガスの削減に取り組むものでございまして、次期環境基本計画に包含する予定としております。この実行計画策定の根拠となります地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、本年4月に施行されておりますが、この中で、企業の脱炭素経営の促進についても規定されており、国が宣言しました2050年までの脱炭素社会の実現のため、事業者や民間団体等と連携して取り組むこととされております。こういったことから、関係団体から意見聴取をするものでございます。対象者につきましては、市内の農業、商工業、観光業団体等と考えてございます。結果の公表は、素案としてパブリックコメントで公表することとし、令和5年11月を予定しております。方法や時期を選択した理由につきましては、関係団体から、現在の取り組み状況や課題、今後の



取り組み予定、あるいは脱炭素に関する御質問等を伺い、その結果を素案に反映させ、また、環境、とりわけ脱炭素に関しましては、これまでの省エネの取組に加え、再生可能エネルギーの導入等も含めまして、現在進行形でどんどん変わっていくという状況もございますので、素案をもとに再度御意見をいただくため、この時期としております。次に、方法④パブリックコメントの実施としまして、第3次花巻市環境基本計画（素案）のパブリックコメントを、全市民を対象といたしまして、令和5年11月の1か月間、実施予定でございます。周知方法と時期につきましては、広報はなまき令和5年10月15日号への掲載のほか、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送により周知いたします。素案につきましては、市役所の生活環境課、総務課のほか、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、各保健センター、各私立図書館に備えつけることとしております。結果の公表は、令和6年2月に市ホームページへの掲載を予定しております。方法や時期を選択した理由につきましては、多くの市民が意見を述べやすい方法として選択し、パブリックコメント後の意見集約や市民からの意見を計画に反映させるための検討期間を考慮して時期を設定しております。

最後に、3計画・条例等の全体スケジュールにつきましては、御説明申し上げました市民参画の方法①から④までを記載してございます。説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

**佐藤委員長**           ただ今、第3次花巻環境基本計画について説明いただきましたが、まず、この対象計画の内容について、何か御質問、御意見ございましたら、御発言をお願いいたします。はい。細川委員、お願いします。

**細川委員**           はい、細川と申します。1の計画のところ、ちょっと教えていただきたいのですが、計画期間が令和6年から令和13年度の8年間ということで、総合計画は市長の任期に合わせると新聞等でちらっと見たりしていましたが、この期間の設定の根拠、理由は何かあるのですか。

**小田島課長補佐**           はい。この期間につきましては、花巻市環境基本計画が、先ほど来お話に出ております総合計画を環境面から推進していくという位置付けでございますので、総合計画との整合性を図った期間ということにしております。

**佐藤委員長**           はい。他にはこの基本計画について何か御質問ございますか。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策実行計画を包含するということですが、よろしいでしょうか。

（発言するものなし）

**佐藤委員長**           はい。それでは、市民参画の方法について、御意見をお伺いしたいと思っております。三つの方法が、計画されているようですが、まず一つといたしまして市民アンケートの実施がでございます。これについて、御質問、御意見ございますでしょうか。佐藤委員。

**佐藤（洋）委員**       花巻市地域婦人団体協議会の佐藤と申します。この市民アンケートについてなんですが、対象者年齢を小学校4年生にということですが、地球温暖化対策についての理解大丈夫でしょうか。こういった地球温暖化に意見を申し述べられるかどうか、ちょっとどうかと思っておりますけれども、4年生を対象としたという意図を教えてください。

さい。

**小田島課長補佐** はい。小学校4年生が副読本等で環境を学ぶ時期ということが、まず一つでございます。私どもの課で、例えば、ゴミの出前講座であるとか、水生生物調査であるとか、そういった環境学習もしておりますけれども、学校からいただく申し込は4年生となっております。また、これまで環境審議会等におきましても、次世代につなぐ環境でございますので、次世代を担っていく子供たちに対しての環境教育に力を入れるべきではないか、或いはその重要性についていろいろ御意見を頂戴しております、そういったことから小学4年生を対象としているものですし、他の計画にはないような中学生、そして16歳以上としておりますのも高校生が入るよとということから、こういった設定にしております。

**佐藤委員長** 対象は一般市民ということで、16歳以上の市民から無作為に2,000人とそれから、小学校4年生、中学校2年生全員、市内の企業200事業所を対象に行うということですが、よろしゅうございましょうか。関上委員、お願いします。

**関上委員** はい。環境教育の必要性は、私も専門としていたところの部分ありますので、大変期待したいところです。4年生に着目してるいのも多分そうであろうと思っております。ただ、これは地球的な気候、温暖化の問題を地域で実践するとアクト・ローカリー（Act Locally）と部分を花巻市としてどう実践するのかというところで、非常に注目される部分であろうと思います。それで御質問ですが200事業所ということですが、大体業種はどういうところをお考えになっているのか。今、お答えできる範囲で結構ですので、ちょっと教えていただきたい。その選ぶ根拠とか、もし、教えていただければ幸いです。

**小田島課長補佐** アンケートに関しましては、事業所は無作為で選ぶということにしております。

**佐藤委員長** 市内に住所を置く事業所から、200事業所を抽出するということですか。それと、事業規模とか業種とかに関わりなくということですね。

**松原課長** お答えいたします。前回のアンケート調査につきましても無作為抽出という方式でやってございますので、今回も今までの動向等の推移を見たいということもございまして、無作為ということ。特に業種については絞った形ではなく、広くいろいろな業種から意見を頂戴したいということで考えているところでございます。

**関上委員** 拘るわけではないのですが、地球温暖化ということになるとCO2排出企業というのは、当然考えられると思うんですけど、それも考慮しないで無作為ということで抽出なさるわけですか。その根拠として、例えば法律の根拠の前提はどこに求められて、そういうことが可能と判断されているんでしょうか、ちょっと教えていただきたいなと思うんですが。いかがでしょうか。

**小田島課長補佐** アンケートに関しましては、この環境基本計画が、地球温暖化対策に限るものではなく、自然保護であったり、或いはごみの排出問題であったり様々の分野がございまして、特にそういった地球温暖化に限定したアンケートではございませんので、この点につきましては、無作為抽出で行うということにしております。少し先になりますけれども、この件に関してのCO2排出量の削減については、方法3で御説明申し上げ

げました、事業所等に御意見を伺っていきたいと考えているところでございます。

(発言するものなし)

佐藤委員長 他には御質問、御意見ございませんか。はい。阿部委員、お願いいたします。

阿部委員 阿部美智子と申します。よろしくをお願いいたします。対象者のところですが、先ほど第3次健康はなまき21プランで評価させていただいたのですが、対象者を小学生、中学生、高校生までが学校単位でやられているようですが、今回の環境計画について、一般市民に高校生が含まれているのですけれども、どうしても一般市民になると郵送での回答となり、回答率が半分以下になってしまうので、もし可能ならば小中高生まで学校単位でアンケートの回収が可能であれば、是非、次世代を担う子供たちの意見を取り入れるためにも、学校側と協議していただいて、実施してはいかがなあというふうにちょっと考えました。意見です。

小田島課長補佐 アンケート実施までに、まだ時期がございますので、そういったことも含めて検討させていただきたいと思います。

阿部委員 ありがとうございます。

佐藤委員長 他にはございませんか。

(発言するものなし)

佐藤委員長 では、次に環境審議会について、御質問、御質問ございましたらお願いいたします。

太田委員 太田と申します。よろしくをお願いいたします。委員の中で公募が1名ということですが、これはこれまでも1名で行っていたから今回も1名で設定したということでしょうか。

小田島課長補佐 公募枠は3名でございますが、応募があったのが1名ということでございます。

太田委員 わかりました。ありがとうございます。

佐藤委員長 この環境審議会というのは常設の審議会よろしいですか。

小田島課長補佐 はい。

佐藤委員長 他に環境審議会についてはよろしゅうございますか。

(発言するものなし)

佐藤委員長 はい。では次に3番目の関係団体等からの意見聴取ということでございます。はい。石黒委員お願いいたします。

石黒委員

この関係団体ですけれども、先ほどの市民アンケートとは農業者等とは別にということで、具体的な意見聴取、つまり項目を定めての意見聴取になると思いますけれども、これは同じ団体を2年項目別にしてやるという感じでしょうか。

小田島課長補佐

最初に現在取り組んでらっしゃること、或いはこれから進めていこうと考えていらっしゃるようなこと等をお伺いしまして、それを素案に反映させていきたいと考えてございます。2か年での計画策定でございますので、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、本年4月に施行されましたことから、ここから取り組んでいくこともあるかもしれません。一旦、素案には反映させながらも、次の年になってまた変わってくるということもあろうかと思っておりますので、素案をもとにして、もう一度、その取り組み状況とか、或いは再エネの導入状況とかというところを、改めてお聞きするというにしたいと考えてございます。

石黒委員

はい。分かりました。

佐藤委員長

10団体程度になっていますが、団体の代表者の方が一堂に会して、意見聴取を行うということではなくて、団体ごとということなんですね。商工団体とか農業団体とか。

小田島課長補佐

意見を伺うのが企業様ということもございますので、なかなか公表が難しいようなことも、もしかするとあるかもしれませんので、個別にお伺いをしたいと考えてございます。

佐藤委員長

企業に個別に伺うということですか。例えば商工会議所とか、農協とかじゃなくてということですか。

小田島課長補佐

一部企業ということでございます。団体につきましては、まだ検討の段階ではございますけれども、国が例示している団体を申し上げますと、例えば、農協や商工会議所、観光協会などの産業団体、或いは、都市銀行や地方銀行などの金融機関、そして、環境保護団体や再生可能エネルギーの事業者などとされておりますので、そういったところを主に想定をしておりますが、大手の企業では、CO2の排出量も多くなりますので、そういった部分で、企業等も含めながらと考えてございます。

佐藤委員長

よろしいですか。はい。関上委員

関上委員

多分、これは他市等からも注目されてくるであろうと思っておりますので、今、もしそのようにお考えであるとするならば、対象者をもうちょっと、明確になさった方がよろしいかと思うんです。これですと、農業とか商工業、観光業、花巻はそれしかないのか。下手するとそう取られがちになりますので、今、しっかりしたものをです。お考えであるならば、それをここに反映させるべきです。絶対これは必要かなと。特に私の仲間関係、環境関係は注目している部分ありますので、花巻市はやってるわけですから、大いにこれはもっとPRしていいかと思っております。どんどんやられてください。

小田島課長補佐

御指摘いただきましたように、もう少しきちっとターゲットを絞ってといいますか、そういった形で進めて参りたいと思っております。ありがとうございます。

佐藤委員長 他には御質問、御意見ございませんでしょうか。

(発言するものなし)

佐藤委員長 それでは次に、花巻環境基本計画パブリックコメントということですが、これについて何か御質問、御意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(発言するものなし)

佐藤委員長 それでは他に、特にないようですので評価に移りたいと思いますが、職員チームの評価は適切であるという評価でございますが、こちらも市民参画の方法としては適切であるという評価でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

佐藤委員長 ただ、先ほど御意見がございましたように、市民アンケートですが、高校生は学校で実施してはどうかという御意見がございました。あと、意見聴取を行う関係団体についても、具体的な団体を早く公表していただいて、取り組んでいただきたいということもございましたので、この意見を付して、まず適切であるとの評価にしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

佐藤委員長 はい。どうもありがとうございました。これをもって、第3次花巻市環境基本計画について終了いたします。これで本日の推進委員会の審議案件について終了いたします。

次にその他でございますが、冒頭で申し上げましたように、市民参画条例の制定についてということで大竹誠治地域づくり課長補佐から説明がございますので、お聞きいただきたいと思っております。お願いいたします。

大竹課長補佐 それでは、その他ということで、今、佐藤委員長からございましたように私の方からお話をさせていただきたいと思っております。長時間の御審議の後で大変恐縮でございますが、もう少々、お時間をいただきたいと思っております。資料につきましては市民参画条例の制定についてというA4の1枚ものを御覧いただきたいと思っております。順番が前後いたしますけれども、(2)まちづくり基本条例での規定ということがございますが、市の最高規範、まちづくり基本条例の第12条にこのような規定がございます。市政への参画ということで、第12条第1項に「市民の参画については、別に条例を定めるものとします。」ということが大前提としてございます。この条例は平成20年3月19日、こちらが議決された日でございます。同年4月1日から施行ということになってございます。まちづくり基本条例につきましては、別添で資料を付けておりましたので、後程、御確認をいただければと思いますが、平成20年に市民参画条例を制定するというのを約束しておるということでございます。一番の経緯に参りますけれども、1の(1)でございますが、平成20年4月1日に施行された花巻市まちづくり基本条例では、ただいま申し上げました第12条第2項において、市政市民の参画については別に条例を定めると規定していて、この点につきまして、令和3年2月16日付で市議会へ「市民参画条例の制定

を求めることについて」という陳情が出されております。議会の総務常任委員会で審査を行われまして、3月議会では継続審査ということになりましたけれども、昨年6月の定例会におきまして、委員会で採択、それから本会議においても陳情が採択されたということでございます。その後、議会でも一般質問等で市民参画条例の制定についてどのように考えるか、議員から市長に対して質問されたことに対しまして、案を作成後議会へ上程させていただきたいという答弁をさせていただいているところでございます。

それで皆様方に、本日お話をさせていただいておる中身でございますけれども、まちづくり基本条例の規定について、また、陳情が出された経緯については、ただいま申し上げましたとおりであり、制定に向かって動き出しております。市民参画協働推進委員会の所掌について、市民参画協働推進委員会の規則がございまして、第2条に委員会の所掌事項に規定がございまして、市政の3参画方法の研究や改善に関する事項、市民参画と協働の推進に関する事項、それから本日御審議いただきました、市民参画の評価に関する事項、そして、条例の見直しに関する事項でございます。条例の見直しとは、まちづくり基本条例の見直しになるわけでございますが、(2)に市民参画と協働の推進に関する事項ということがございまして、今後、市民参画条例の制定に向けまして、委員の皆様方から御意見を伺って参りたいと考えてございます。それで、検討事項3項目で挙げさせていただいておりますけれども、委員の皆様には、これまで、本日も含めて評価を行っていただきましたけれども、市が行ってきた市民参画について、どのように皆様が評価をされているかということをお伺いしたいと思っております。市では、平成20年のまちづくり基本条例施行以降、市民参画ガイドラインによりまして、条例ではございませんがガイドラインという形で、ルールを定めまして、本日ご審議いただいたような、市民参画を行って参ったところであります。今まで市がガイドラインに基づき行ってきた市民参画について、皆様の評価をお伺いしたいと思っております。また、その評価を踏まえまして、どのような条文を条例に盛り込むかということも、伺って参りたいと考えております。ただ今申し上げましたように、すごくスケールの大きい話になって参りますので、本日この資料を御覧になって、今この場で意見をというつもりはございません。今後8月に委員会を開催させていただきたいと考えてございますので、その際に、御意見を伺って参りたいと思っております。意見を1回、2回ということではなく、今後は皆様方から、機会あるごとに意見を伺って参りたいと考えてございます。

関連する資料といたしまして、ただ今申し上げました、市民参画協働推進委員会の規則、まちづくり基本条例の逐条解説が載っておるもの、本日の事後評価部分まで含めました、市民参加協働推進委員会で評価を行った案件の一覧をつけてございます。なお、この資料の19ページ、20ページに事後評価が空欄になっておる部分がございます。ここは、実は昨年度、事前評価をいただき、当初の予定では市民参画が終了し、本来であれば今日の委員会場で事後評価をいただく案件となっておりますが、コロナウイルス感染症の関係で、委員会自体が開催できなかった、或いはパブリックコメントの実施についてホームページは可能ですが、備えつける会場、振興センター等が閉館になっていて、なかなか市民の意見を吸い上げることができないものが何件もあり、当初の予定より遅れているものがございます。私どもで状況を確認したところ、やはりコロナウイルス感染症拡大防止という理由が大きかったようです。そういった経緯がございまして、今後も、地域づくり課として担当課の方には随時確認を行って参りますが、それらの意見聴取が済みましてから、事後評価をお願いしたいということで、合わせて御報告とさせていただきます。

また、評価ということで、評価いただいた全件を添付してございますが、市民参画委員会で改善の余地ありと評価を受けたものにつきましても、資料としてつけておりますので、こちらの方も御覧になっていただき、次回の会議等で御意見をいただければと考えてございます。最後に、県内市町村の状況ということで、自治基本条例、市民参画条例の制定状況につきまして、資料としてつけさせていただきます。こちらは私どもが独自にホームページ等で調べたもので、5月17日時点ということをお承りいただければと思います。

私からの説明は以上でございますが、冒頭申し上げましたように、きょうこの場で全部意見をということではございません。進め方等について御質問等ございましたらお受けして参りたいと思います。お願いいたします。

#### 佐藤委員長

資料をお目通しいただき、御質問等あれば、あとで事務局へお問い合わせください。本日は、長時間にわたりまして熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。これもちまして、本日の第4回委員会の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

#### 4 閉会 鈴木課長

委員長、委員の皆様大変お疲れ様でございました。次回の委員会につきましてですが、8月18日、午後1時30分から、花巻市役所本庁3階302、303会議室を予定しております。諮問します案件がございますので、詳細については、追って開催通知によりお知らせしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。それでは、これもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。長時間にわたり大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

(閉会 午後0時15分)